

# 福岡県公報

平成二十四年四月十三日  
第三千三百八十六号  
増刊  
①

## 目次

### 規則 (第二十七号)

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正 (生活安全課) …………… 一

### 告示 (第七百三十四号)

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正 (港湾課) …………… 一

### 正誤

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (平成二十四年福岡県規則第二十号) 中正誤 …………… 一

## 規則

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年四月十三日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第二十七号

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例 (平成二十四年福岡県条例第一号) 中第八条から第十二条まで、第十六条第二項及び第三項、第十九条、第二十条、第二十五条、第二十八条、第三十五条第二項並びに第三十七条の施行期日は、平成二十四年九月二十一日とする。

## 告示

### 福岡県告示第七百三十四号

県が管理する港湾施設の概要 (昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号) の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十三日

福岡県知事 小川 洋

三池港(1)水域施設の表航路の項中

諏訪川航路	諏訪川泊地から西方港外にいたるまで	0	20	1,390	一
内港航路	泊地から西方港外にいたるまで	-10	72	一	一
諏訪川航路	諏訪川泊地から西方港外にいたるまで	0	20	1,390	一

を

に改める。

24 ・ 3 ・ 30	年 発 月 行 日
3382 増刊①	番 公 号 報
規則	種 類
20	番 同 号 上
36	ペ ー ジ
	上
○	下
5 後 から	行
追 加	備 考
第 百 六 十 四 条 第 一 項 第 一 号 口 (1)	正
第 百 六 十 四 条 第 一 号 口 (1)	誤

正  
誤